

令和3年度第3回稲敷・龍ヶ崎地方 3組合経営検討幹部会議会議録

と き 令和3年5月13日(木)
午後2時

ところ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合
会議室

1 開 会

2 管理者挨拶

3 協議事項

(1) 新組合（3組合統合・複合化）の骨子（案）について

ア 新組合の議員定数（案）について

イ 新組合議会の運営体制（案）について

ウ 新組合設立時の職員の身分等の処遇（案）について

エ 職員（消防職を除く。）の任用（採用）方針（案）について

オ 新組合管理運営システムの構築（案）について

(2) その他

4 閉 会

出席者

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁谷 明 宏 事務局長
斉田 典 祥 事務局次長兼管理課長
坂本 操 消防長
永井 貴 史 消防次長兼総務課長
根本 成 壽 管理課長補佐
坪井 智 彦 管理係長

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

古手 憲 夫 事務局次長
松本 毅 参事兼施設課長
岩橋 勇 生 総務課長
岡野 恵 之 総務課長補佐

龍ヶ崎地方衛生組合

荒井 久仁夫 事務局長
杉山 晃 事務局次長
風見 光 三 参事兼総務課長
木村 哲 施設課長
浅野 大 樹 総務課主査

傍聴者

椎 名 貢 江戸崎地方衛生土木組合副参事

第3回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議

令和3年5月13日

(風見課長)

本日はどうもお疲れ様です。

それでは、只今から、令和3年度第3回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議を開催いたします。

本日の会議なんですが、塵芥処理組合の小杉事務局長が都合により欠席となっております。名簿の方は修正が間に合わなかったのものでそのまま使っていただいております。各自で修正をしていただければと思います。お願いいたします。

本日は、3組合の管理者であります、中山龍ヶ崎市長にご出席いただいております。

ここで、中山管理者からご挨拶を頂戴したいと思います。

【中山管理者 挨拶】

(中山管理者)

改めまして、皆さんこんにちは。

3組合の経営検討幹部会議、第3回を迎えるということでお疲れ様です。経営検討については皆様に様々な形でお力をいただきながら進めていかなければならないと思います。

これまでの経緯についても敬意を表するとともによろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本当は1回目に出席してご挨拶させていただければと思ったのですが、ご挨拶をさせていただきます。

私も龍ヶ崎市長になって、今日、この集まりの3事務組合の管理者にならせていただきました。

ここまで11年余り、今年が12年目になるわけですが、皆様の仕事ぶりを見させていただきましたし、私も管理者として皆様のお力を頂きながらなんとか今日まで進めてくることができました。

そんな中でやはりこの地方自治の中で広域の取組、広域の行政のあり方、様々なことを考えさせていただく良い機会にもなったところでございます。

改めてになりますが、この3組合の複合化に関しましては、これからの地方自治広域行政の在り方にとって大変重要な取り組みであるという認識をますます強めているところでもございますので、是非この経営検討委員会を通して、今、すでに衛生組合が8自治体ということで、今、幹事役になっていきますけれども、稲広とはプラス1の衛生組合ということで、稲広と衛生組合は、ほとんど構成団体が同じこともありますので、そのうえでこの中に包含されております塵芥処理組合も加わって経営検討委員会になっているわけですが、今後この枠組みの中で新たな広域的の取り組み方を行う場合も、複合事務組合としての受け皿になるようなそういう新しい組織体を作っていくことが、今、求められてるように考えておりますし、この経営検討委員会の目

的だと考えております。

その中でもやっぱり目の前に課題がすでにあるわけでございます。斎場という話もありますが、当面は、長寿命化を終えてはおりますけれども、それでも本当にすぐ迫ってくるごみ処理施設更新という問題が、それぞれこの管内では4施設がございます。このエリア、管内人口規模でごみ処理施設がどのくらい必要なのかというのは、それぞれの自治体の皆様とともに検討していける受け皿・苗どころになっていくことが、この組合の果たすべき役割、新しい組織体の果たすべき役割なんだろうと考えております。

そういう意味では今後も、先ほど申し上げましたが、複合化ということではこの3団体だけではなく、将来的にはもしかするともう少し新しい複合体になっていくことも想定ができるわけでもありますし、そういうふうに地域の広域行政の受け皿になっていかなければならない、そういう意識をもって経営検討委員会を進めていただければなと思います。

しかし、その一方では長い歴史を持つ3団体でもございます。一部事務組合という名前そのものでもありますので、どうしても一部事務、自分たちが担っている事務のこと以外については、やはりお互いがまだまだ理解できないことがありますし、理解に時間がかかることもあると思います。

そしてやはりそれぞれの歴史、それぞれの皆さんの使命感からくるそれぞれの誇り、プライドというものもあるわけですので、やはり三者三様の歴史・誇り・プライド、そしてそれぞれの使命感、これをいかに理解していくかということがこれから皆さんに求められてくることだろうと思います。

ぜひ、この点に関しましては皆さんの広い心が必要だと思っておりますし、それぞれの組合も広い気持ちを持って、これから皆さんと協議を進めていかなければならないと思っておりますので、その中で多様性を認め合いながら、いかにこの我々が目指す目的のために最善の、最適の組織を作っていくかというのが皆さんに問われているということでございます。

詳細にわたって大変なこともあるかとは思いますが、大きな目的、大義のもとで、この会議を実のあるものとして成果をあげていただければなと思っておりますのでよろしくお願いします。

最後になりますけれども、龍ヶ崎市役所の方が大変お騒がせしましてご心配をおかけしました。本当に心からお詫びを申し上げます。市役所の方は信頼回復に向けてしっかりと歩みを進めて行かなければならないと考えておりますので、その辺は応援、ご協力いただくこともあればご協力いただければと思っておりますけども、そんなこともありまして龍ヶ崎市役所の人事が一月遅れて5月からの人事発令と異動発令となりました。その関係もありまして、すでに龍ヶ崎市役所からとしては、衛生組合の荒井局長が幹事として頑張っていたところでもありますけれども、そして新たに塵芥処理組合の岡野君が入っていただきました。そして5月からは斉田さんが稲敷広域の次長として入っていただいておりますので、実は、この3団体の統合の一つの肝となるのが、やはり各自自治体のご理解をいただく、構成団体のご理解をいただくことが大変大切だと思っております。

龍ヶ崎市役所としては、この3人が来てくれたことにおいて大変心強い、また管理者としてこ

の3団体の連絡、橋渡しになっていただくことを願っているところであります。この3人も含めて今日ご出席の皆さんにおかれましては、複合的な仕事、また広域的な仕事をするうえで各自治体の思い、意向というものをしっかりと汲み上げていくことが求められる訳でございますので、その点も今日、今、紹介した3人も含めて皆さん協力し合いながら進めていただきますようお願い申し上げます。私からは挨拶とさせていただきます。宜しくお願い致します。

(風見課長)

ありがとうございました。管理者はこの後の公務ため、ここで退席となります。
管理者ありがとうございました。

【管理者 退席】

(風見課長)

協議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日午前中にメールにて送信した資料です。まず会議次第、本日の出席者名簿、稲広組合さんからの質問票、塵芥組合さんからの質問票それぞれございます。そのほか塵芥組合さんから提供していただいた資料といたしまして3組合の例規をまとめた資料が一つ、一部事務組合の統合の事例ということで十勝圏複合事務組合に関する資料、こちらが一部。その他前回に引き続き、骨子案をまとめた冊子をお持ちいただいていると思います。本日の資料は以上となりますがよろしいでしょうか。

それでは、協議に入りたいと思いますが、ここからの進行は荒井局長にお願いしたいと思いません。

(荒井局長)

それでは、次第に沿って進めてまいります。

協議事項(1)新組合の骨子案についてです。

また、今回も、各組合からの質問票を出していただいておりますので、その回答についても確認をしていただきながら、協議を進めていきたいと思いません。

まず、骨子案の2番です。冊子のほうでは20ページになります。新組合の議員定数(案)についてですが、はじめに協議の前に、骨子案の概要及び質問に対する回答について風見課長より説明いたします。

(風見課長)

それでは骨子案の2番、新組合の議員定数(案)についての、まず概要です。

新組合の議会議員の定数は、3組合統合のコストメリットを生み出すため、現在の3組合の議員総数、こちら61人の半数程度を基本として、3組合の議会と構成市町村の議会が良好な協力

関係を築きながら、協議を進めるものとする案となっています。

また、塵芥事務の広域化及び斎場事務の複合化により新組合に新たな事務が移管されることとなった場合には、新たな事務に関係する市町村に対する配慮をする旨を記載しています。

こちらの項目に関しまして塵芥組合さんのほうからご質問がありました。質問票のほうで説明させていただきます。

まず（１）として茨城県内一部事務組合の一覧表についてです。前回の会議の質問票でも提示しましたが、２１ページにあります一覧表は３組合も含めた一覧表とし、合計３０組合として整理した方がよいと思います。３組合も含めることで、議員定数が２０人を超えているのは４組合のみとなり、大半の一部事務組合の議員定数は２０人未満であることが明確になるため、新組合の議員定数の目安になるものと思います。というご提案です。

こちらの回答ですが、３組合を含める方向で修正し協議していきたいと思います。

なお、３組合を含めた場合に議員定数が２０人以上となるのは全部で３組合、筑西広域さん、稲広組合さん、衛生組合の３組合となります。

次に（２）文言の修正（考え方の整理・統一）ということで、こちら前々回の会議で提示しましたが、２の（１）の文言、２０ページにおいてコストメリットを生み出すためと記載されていますが、コストメリットを生み出すには議員定数の削減と併せて議員報酬の減額も必要になると思います。しかしながら、議員報酬は前回の会議で現行の報酬額を据え置くことを基本としたため、今回の議員定数の考え方との整合が図られていません。このため、コスト削減を主とした文言でなく、他組合の事例調査を踏まえ、半数程度を基本としてとの文言にしたほうがよいと思います。というご提案です。

こちらの回答といたしましては、現行の今、記載している案と、今回ご提案頂いた修正案を併記した形に修正する方向で協議していければと思います。修正案例といたしまして、統合・複合化によるコストメリットや他組合の事例調査を踏まえという形に修正できればと考えております。

（３）です。基本的な考え方とまとめの文言、書きぶりについてということで、当該項目に限らず、他の項目にも該当しますが、基本的な考え方とまとめの文言の書きぶりが統一されていない印象を受けます。

２０ページにおいては、基本的な考え方みの記載ですが、まとめとしての文言になっている箇所があると思います。このため、基本的な考え方は具体的な記載はせず、まとめに具体的に記載したほうがよいと思います。というご提案ですが、議員定数は、管理者等会議でも議論されています。こちら先日配付した議事録を参照していただきたいのですが、構成市町村議会議員にとって非常にデリケートな課題であり、新組合の実現の成否を左右することになることから、あえてまとめとしての記載を避け、基本的な考え方を示すに留めたもので、結論は構成市町村の議会に委ねることとしたものです。という回答になりました。

（荒井局長）

ただいま説明がありましたが、何か、ご意見、ご提案等ありましたら挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

この議員定数に関しましては、試算までしています。それを管理者にも説明しました。

特別議決の要件なども含めて試算した内容、数字も出ちゃっているんですが、やはり今出すのは危険だよと管理者のほうからお言葉をいただいております。そういったことで基本的な考え方という項目で一応とどめることとしたところです。

基本的な考え方の中に、ある程度まとめと捉えられてもおかしくない文言が入っていますが、これはこれでどのように伝わるかは受けてのほうにお任せするとして、議会のほうに、それぞれの構成市町村の議会の議員さんのほうに判断していただくということでこういう表現になりました。

よろしいでしょうか。それでは、骨子案の2新組合の議員定数（案）については、この内容のとおりとしたいと思います。修正等もありますがこれも含めましてそのとおりとしたいと思います。

次に、骨子案の3、冊子のほうでは24ページになります。新組合議会の運営体制（案）についてです。こちらはその概要及び質問に対する回答について説明をいたします。

（風見課長）

新組合議会の運営体制（案）についての概要でございます。

新組合の議会の運営体制は、統合後の新組合が行う事務を所管する常任委員会の設置、塵芥処理の広域化が具体的となった場合にその事務を所管する特別委員会の設置及び議会運営委員会を設置する案となっております。定例会の会期につきましても複数日確保する案となっております。

こちらに対して塵芥処理組合さんから質問をいただいております。

質問票の2ページです。まず（1）としまして文言の修正ということで、こちらは先ほどの議員定数と同じ提案ということですので、同様の回答とさせていただきます。修正する方向での協議とさせていただきます。

次に（2）といたしまして、塵芥事務施設の広域化についてということで2の（2）の文言、24ページに「塵芥事務（施設）の広域化（共同処理）は、基本構想や基本計画、実施計画等の策定から～」と記載されていますが、「基本設計、実施設計」の誤りでしょうか。「基本計画、実施計画」の場合、統合後の新組合が策定するものと思われませんが、塵芥組合では毎年度、「実施計画」を策定しておらず、他の一部事務組合では実施計画を策定しているのでしょうか。ということで龍ヶ崎さんの事例が記載されています。

こちらの回答ですが、これは、塵芥事務の広域化に向けて考えられる事務作業を列記したものです。新組合の施設建設が具体化されるまでの一般的な作業として、記載のある計画が必要と考えたものです。実施設計を加える場合には「施設の完成」を「施設の実施設計、発注、完成」と文言をつなげた方がわかりやすいと考えます。と回答いたしました。

(3) 常任委員会設置の是非ということで、3の(1)のアの文言、25ページにおいて「議会に複数の常任委員会を設置するものとします」と記載されていますが、27ページの県内の一部事務組合において、常任委員会を設置している事例は見受けられません。統合後の新組合が果たすべき責任と役割はこれまでと比較にならないほど増大することは想定されますが、常任委員会の設置の是非について、今回の幹部会議で改めて協議する必要があると考えます。ということですが、この回答といたしましては、この骨子案をベースに構成市町村と意見交換をしていきたいと考えています。と回答させていただきました。

次に(4)です。常任委員会設置条例についてです。3の(1)のオの文言、25ページにおいて「常任設置条例を議員提案で整備します」と記載されていますが、組合の取組でないため、文言の修正が必要と思います。議員、議会の取組であるためということですが、この条例を制定することとなった場合は、事務方が条例案を作成する作業がでてくることからこのような書き方になったものだと思います。

次に(5)です。会期日程についてです。3の(2)のウの文言、25ページにおいて「会期は議事整理日を含め、少なくとも3～4日確保するものとします」と記載されていますが、27ページの県内の一部事務組合において、会期日程は各1日となっています。上記にも記載していますが、新組合の果たすべき責任と役割はこれまでよりも増大するものと思われるのですが、3～4日の議会日程を確保する場合、管理者、副管理者等の日程・スケジュール調整が困難であると思われる。このため、会期日程を3～4日とすることについて、今回の幹部会議で改めて協議する必要があると思います。ということですがこちらはこの常任委員会の設置と同様、この骨子案をベースに構成市町村と意見交換をしていきたいと考えています。と回答させていただきました。

次に(6)でライブ中継の実施についてでございます。3の(5)の文言、26ページにおいて「市町村議会と同様に、本会議のライブ中継を実施するものとし」と記載されていますが、ライブ中継を実施する際、機器及びシステム等の導入に費用を要する場合は、他の事業の優先順位及び費用対効果を検討してから、ライブ中継を実施したほうがよいと思います。また、県内の一部事務組合においてライブ中継を実施している組合はあるのでしょうか。というご質問です。

この回答といたしまして、議会のライブ中継は、新組合の議会を活性化させ、圏域住民にその様子を直接発信できる有効な手段として考えました。ライブ中継によって、一般質問や議案質疑が増え、市町村議会と同様に緊張感のある開かれた議会運営に資することができると思います。なお、県内の一部事務組合においてライブ中継を実施している組合は確認しておりません。という回答といたしました。この項目については以上となります。

(荒井局長)

ただいま説明がありましたが、何か、ご意見、ご提案等ありましたら挙手にてお願いいたします。

(古手次長)

一つよろしいですか。

(荒井局長)

はいどうぞ。

(古手次長)

こちら常任委員会の設置ということで、県内の一部事務組合の状況は全てなしという状況の中で、今回の新しい組合については、常任委員会を設置して運営していくという提案で構成市町村に話していくという内容ですが、構成市町村にその意見を提出した時点で、構成市町村の方で拒否するような、拒むような状態はあるのですか。新組合では常任委員会設置しますと提案さし上げたときに、それはいいんじゃないののしか回答がないんですか。それともそこまではいいんじゃないのという回答が構成市町村によってはあるのかどうか。

(荒井局長)

その辺は考え方、その時にならないとどういう回答が来るか分からないね。

ただ、今までの議会であれば全て1日で終わっているんですよね。3組合とも。ですからその必要性はないんじゃないのというように言う市町村も出てくるかなと思うんですけど、ただ、今度一つになる組合は、単に一つになるだけじゃなくてその後、ごみの方の広域化、あと斎場の方の複合化というところにも触れていくということになります。

その辺も考慮に入れて常任委員会が必要になってくるんじゃないかなということでこの骨子案の方には記載しました。例えば総務と消防で総務消防委員会とか、あとは塵芥と衛生組合で衛生委員会とか、例示、書いてあると思うんですが、そのぐらいの委員会を予定しておいて、衛生委員会の方でまずはその広域化とか斎場、これも衛生委員会に含めていいと思う。最初の出だしの辺り、本格化する前の前段の部分については、そちらの衛生委員会のほうで議員さんにも加わってもらって議論していただく、執行部の内容について質問をして理解を深めていただく、そういった役割を果たしていけるのではないかという思いでこういうふうに書きました。

総務消防委員会もそれなりのボリュームあると思います。そういうふうと考えての常任委員会としました。

ごみの方・斎場の方が本格化していった場合には傍聴なんかも来るような関心ごとになってくるのではないかと思います。そういった場合にはそれをさらに独立させて特別委員会として設置していてもいいんじゃないか。取り組みが順調にいった場合に考えられる議会運営ということで常任委員会、骨子案としてまとめたところです。

(古手次長)

いろいろな組合の広域化だったり斎場のあれだったり、そういうものに対しての、常任委員会の設置というのは大きな布石となっていくということですね。

(荒井局長)

そうですね。単にくっつけるだけだったらいいと思います。
ですから今後の推移にもよりますが、今の段階では入れておきたい。

(古手次長)

常任委員会、詳しく、勉強不足で申し訳ないのですが、常任委員会は一回設置というものをしてたら、永遠に常任委員会で何かしら審議していくものを作っていかなければならないものなのではないでしょうか。

(荒井局長)

そうですね。基本的には予算なんかは完全に分かりますので、特別会計の話、前回ありましたけれどもそういった特別会計に全部振り分けられますので、議案としては必ず付託される委員会になると思います。

(古手次長)

わかりました。

(荒井局長)

岡野さんどうですか。何か言いたそうな岡野さん。

(岡野課長補佐)

25ページの質問の3(1)オの議員提案で整備しますという文章なんですけど、知らない人が見たら議員さんが提案するというのを勝手に言い切っているように思われかねないので質問をだしたところなんです。

ちょっと表に出す時には常任委員会の設置条例を整備しますぐらいにしておいて、議員提案という文言のほうは、表に出すときには削っておいた方がいいのかなという趣旨の質問、実際作るのが誰かじゃなくて、提案するのは誰かというところでも議員と書いてあったので。

(荒井局長)

実際そうなんだよね。提案するのはあくまでも議会のほうになるので。

(齊田次長)

そっちで提案して議決して設置して、特別委員会も同じですよ。

(岡野課長補佐)

議員さんに提案してもらおうという前提の書きぶりというか、そういうふうに捉えかねないのかなというのはちょっと思っています。

(荒井局長)

実際そうだから書いちゃってもいいかなと思ったの。

(澁谷局長)

ちょっと行政の方も分からないのでこれでいいなと思っちゃったんですけども。今聞くとそういうふうな考え方、分かりました。

(荒井局長)

言いきっちゃってもいいんじゃないの。

(岡野課長補佐)

議会の方で書いてあっても問題なければいいんですが、議員さんの方でなんで勝手に書いているんだって言われちゃうとつらいのかなと。

(荒井局長)

ごめんなさいね。

この新組合議会の運営体制、これ自体も勝手に作っているんですよ。案の段階では議員さんの意見を反映させていないので、勝手に作っているって言われちゃうんですよ。

この辺は、議員提案で整備することになりますというような表現にします。柔らかくします。

(澁谷局長)

聞こえはいいですね。そちらの方が。表題とはリンクするんですよ。(3)運営体制案について。

(荒井局長)

じゃあちょっと柔らかめの表現に直すということでどうですか岡野さん。同じだけどね、結局はね。

(岡野課長補佐)

わかりました。

(荒井局長)

上記を踏まえた「常任委員会設置条例」を議員提案で整備することとなります。ということで修正をしていきたいと思います。

あといかがでしょうか。会期日程のほうもよろしいですか。骨子案ではこう書いて置いても。

(岡野課長補佐)

8人の首長の日程調整可能なのかなとちょっと思う。

(荒井局長)

するしかないでしょ。可能かどうか心配もありますけれど。するしかないと思います。

ライブ中継の方、これ最後に思いつきで書いたのですが、あの議員さん方、実際皆さん同じように議会对応をやっているわけですが、一般質問とか質疑とか出ない時もあるんですよね。それだけ上手に根回しをしているのかなとは思いますが、うちの方でもいままで何回か質問がない時もありました。それってやっぱりいいのか悪いのかちょっと、それだけ事前に十分説明して理解を深めていただいている、全員協議会開いているので、そこで全部聞いて当日は早く終わりにするという流れにもなっているのかなと思うんですが、やはり当日の本会議で議論しているところ、そういうところをやっぱり一部事務組合としては今後見せていくというのもいいんじゃないかなということでライブ中継という文言を入れました。

これやることになれば途端に議員さん豹変しますから。一般質問・質疑が多くなると思います。それって結構いいと思うんですよね。その代わり全員協議会、事前の全員協議会での話し合いというものはその分ちょっと控えめな内容で終わることになればいいなと思います。

実質、今は全員協議会が本番のような感じとなっていますが、本来の議会、見てますと、議員さんとのやり取りは、本来は本会議場でやるべきだと考えました。

あと、どうでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、骨子案の3、新組合議会の運営体制(案)については、若干の修正等ありますけれどこの内容で行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、骨子案の6、冊子の61ページになります。新組合設立時の職員の身分等の処遇(案)についてですが、こちらについては、塵芥組合からの質問の中に、次回の会議での協議事項である、新組合の組織機構(案)の協議の後に協議してはどうかとの提案がございましたので、ご提案のとおりこの項目については、次回の会議での協議とすることにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【了承】

(荒井局長)

それでは、この項目については、次回の会議での協議とします。

また、この項目に関して、時点修正を含む修正をしたいと思いますので、各組合から情報提供をお願いしたいと思います。役職の関係だよね。人数、本年度の状況よろしくをお願いします。

(古手次長)

一点よろしいですか。6番の上について、これは一括の議題で次回に回すという内容なんですけど、塵芥処理組合の方では、施設の組織案の中で、人数の貼り付けについて前々回ぐらいからこれぐらいの人数のボリュームがいただきたいという塵芥の案として出しているんですけど、案の盛り込みはどのタイミングで活かすことができるのかどうか心配なところありまして。この組織案では塵芥の方、施設の方3・4名になってるんですけど、これでは資格者等々が加えて塵芥施設を運営していくスタッフ容量が若干少ないかなと。まあ少なくやれと言うならそれはそれなんですけど。少ないかなというのがあったのでそういうものを考慮していただけるタイミングを心配してるとこなんですけど。

(荒井局長)

次回の組織案の中で。

(古手次長)

発言してよろしいですか。

(荒井局長)

事前に資料等いただけるんでしたら、こういう塵芥に関する部分についてこういう組織にしたという案があれば頂ければありがたい。

(古手次長)

それをお願いします。

(荒井局長)

あんまりいじらないでお願いします。じゃあそういうことでよろしくをお願いします。

それでは、次に、骨子案の8、冊子の78ページになります。職員（消防職員を除く。）の任用（採用）方針（案）についてですが、骨子案の概要及び質問に対する回答について説明いたします。

(風見課長)

職員（消防職員を除く。）の任用（採用）方針（案）についての概要でございます。新組合の職員定数（消防職員を除く。）は、設立時の3組合の行政職職員数に、広域・複合化推進PTに従事する構成市町村の職員と塵芥処理場及び斎場を所管する他組合の職員のほか、再任用職員を考

慮した50人程度を当面の定数とし、職員の補充は、原則、この定数の範囲内で年齢層のバランスなどに配慮しながら採用の是非を判断するという案になっています。

なお、新組合設立から少なくとも2年間は採用を見送ること、向こう10年間で13人程度を目安に、新規採用や再任用職員の任用を行う旨を記載しています。

こちらについて塵芥組合さんのほうからご質問がございました。

質問票5ページになります。(1)です。当該項目の考え方についてということで、当該項目は、「消防職員を除く」としてはありますが、そもそも論で考えた場合、消防職員を除くことに疑問を感じます。稲広組合さんの消防職員は約400名と大人数であり、かつ消防職員は、圏域住民の生命、財産にかかわる重要な業務を行っているため、資料の中で具体的な記載を記載しない場合であっても、まとめには「消防職員の任用(採用)については、圏域住民の生命及び財産を守るためにも、一定規模を確保する必要があることから、適宜、職員の新規採用や再任用職員の任命を行います」などの記載が必要と考えます。ということです。

これに対する回答です。まとめに消防職員の定数や採用計画に関する記述を加えた修正を行う方向で協議したいと思います。

まとめのほうは(6)までですので(7)といたしまして例をあげさせていただきました。消防職員の任用(採用)については、圏域住民の生命及び財産を守るために、一定数の職員の確保が必要であることから、職員定数条例に基づき、現在策定している消防職員採用計画により、職員の新規採用や再任用職員の任用を行うものとする。という追加の修正を提案します。なお、この修正との整合を図るため、大項目の「(消防職員を除く。)」は削ることとしたいと思います。

次に(2)です。再任用職員についてということです。4の(1)の文言81ページにおいて再任用職員2~3人を考慮しと記載されていますが、他のページでは再任用職員を除くとの記載もあり、考え方が統一されていない印象を受けます。このため、定年退職が間近な職員に対し、再任用職員としての勤務を希望するか否かなどの意向調査を行い、それらを踏まえた内容で検討することが望ましいと思います。ということです。

こちらの回答でございます。新組合設立目標である、令和5年4月1日時点での職員数を算定する際に、現時点で在職が見込まれる職員、令和5年4月1日時点で60才未満の職員ですね。こちらの数を用いているため、採用(任用)が不確定である新規採用者や再任用職員については除いたものでございます。新組合設立時に再任用職員を任用する又はされている場合は、その人数を考慮し、定数及び人員配置について検討することになります。という回答としました。以上でございます。

(荒井局長)

ただいま説明がありましたが、何か、ご意見、ご提案等ありましたらお願いしたいと思います。消防職員についても言及をして記載をしていくということですがいかがですか。定数条例の方でも公になっておりますし、採用計画とか。

(澁谷局長)

実は職員の配置割ということで分賦金いただいているんですよ。そのために配置計画を示して変更するたびに市町村の方に、管理者の方にお計りして管理者会議で決定ということで採用とそれからどこの署に何人とか配置の計画含めて。ですから退職者数と採用の関係、それから各所属の配置関係を示してるので、できれば、それをベースに言っていただくような文言なので、これでいいだろうとは思いますが、人件費絡んでいるので。毎年これ。

(荒井局長)

非常に市町村にとっては、協議終わると市町村と話し始まるんですけど非常にここ注目してくるのではないかと思います。人件費や分担金などに跳ね返ってきますので。この辺はやはりふれておいたほうがいいのかな。やはり準備もしておかないと、ここ目をつけているところもありますので、採用の方はあくまでも定数条例、当然ですけども、その人数を上限としてやっていくということですね。

(澁谷局長)

そういうことです。

(荒井局長)

この間数字いただきましたけれども定数は410。422とかになっていたような、定数条例をオーバーしていたようなところもあったのですが。

(澁谷局長)

時短職員と派遣ですか。1年とか2年とかそういった条例の区分で6か月以上であれば区定数に組み入れない。定員外にしているのです。来年度から7市町村から1人ずつ職員を派遣する。今、美浦村に行ってるんですけども、1名、これは首長さんの要求でもあるのでこの前の管理者会議と幹事会でその旨説明させていただいたんですけど。それでご理解いただいているんですけど。

(荒井局長)

そういった場合って定数は定数減になるんですか。

(澁谷局長)

それは各市町村さんの方で処理するようなものなんですけれども向こうはおそらく自分たちの条例の定数に入れてないと思います。利根町さんだけはちょっとそこグレーだなということで協議の時は。

ですからその建前上消防職員の行政事務の研修という形で行かせるんですよ。併任的な感じで研修生扱いで今年度美浦村に村長からの要望で1名行ってるんですね。来年度から7名行く。そ

れも含めていくと実数消防に従事してる人数と再任用者ですね。それが時短で31時間なので定数外。それと茨城県の消防本部とか。そういう教官とかで送るしかないの。あと育休ですね。育児休暇の職員を定数外としてるのでそれをカウントすると420とか425とか、あくまでも消防職員の配置は410をアッパーに。今年は394ですか。退職者が出たんですよ。ですから実質計画よりぐんぐんぐんぐん下がっちゃうんですよ。

(荒井局長)

その辺なんか参考資料的に用意できれば市町村さんの理解早いと思うんでどうでしょうか。資料的に用意できれば。

(澁谷局長)

職員配置計画とか退職者の見込み、定年だけですけども、採用者数とか、イコール退職者数を採用数にするので、これまでの満たない部分の採用、来年度の4月1日で終わるんですよ。だから5年度からは退職と採用という形になるので。後で消防のほうで。

(荒井局長)

その辺、準備の方よろしくお願いします。

それでは、ただいまの職員の任用(採用)方針案については「消防職員を除く」を削って消防職員も記載していく、参考資料も入れていくということで修正のほうしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、骨子案の10、冊子では90ページです。新組合管理運営システムの構築(案)についてですが、この件につきましても概要及び質問に対する回答について風見課長のほうから説明いたします。

(風見課長)

新組合管理運営システムの構築(案)についての概要でございます。

新組合の管理運営に必要な各システム、イントラネットシステム、財務会計システム、勤怠管理システム、人事給与システム、文書管理システムを計画的に構築(導入)する案となっており、現時点において、3組合の中で一番先行している稲広組合さんの管理運営システムをベースに順次整備していくという案となっております。こちらに関して稲広組合さんのほうから修正の依頼があり、こちらの骨子案のほうと現状の事実が違っていたということですのでそちらに関する修正案を稲広組合さんのほうで質問票に記載していただきました。こちら事実の修正でありますので上記のとおり修正し協議していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

次に塵芥組合さんからの質問でございます。

まず、(1)イントラネットについて塵芥組合では、サーバーを設置し、文書等のデータを共有していますが、職員間でのメールでのやり取りや掲示板などの機能を有するまでには至ってい

ません。

1の(6)の文言90ページにおいてイントラネットシステムを導入しているのは、稲広組合のみとなっていると記載されていますが、塵芥組合は導入していないことになるのでしょうか。また、イントラネットシステムを導入するには、一定数以上の職員がいる場合有効的であるため、93ページの県内一部事務組合の表に職員数を追記することでわかりやすくなると思います。

続きまして(2)です。システムの導入の是非について。92ページのまとめにおいて、各システムのカスタマイズ及び導入等が記載されていますが、別の項目では統合によるコストメリットとの記載もあり、システムの導入に伴う市町村の負担金の増加が懸念されます。このため、これらのシステムの導入について、大枠での事業費を把握し、費用対効果などについて検証する必要があると思います。ということです。

こちら二つまとめての回答になりますが、今回行いました事務調査では、単純にイントラネットシステムを導入しているか否かということだけの質問で調査しておりまして、システムとして導入していない場合は導入していないとの単純な回答となったものです。

イントラネットシステムの導入について、一定数以上の職員がいる場合有効的であるとありますが、少人数でありましても、情報の共有や職員間のコミュニケーションなどは必要と考え、骨子案に記載したものでございます。

また、各システムの構築や導入に関する調査研究については3組合によるワーキングチームが行うこととしていることから、ワーキングチーム編成後、改めて、ご指摘の他組合の職員数や構築までのプロセス、さらにはイニシャルコスト、ランニングコスト等の費用対効果についての調査研究をし新組合のシステムのあり方を検討してまいりたいと考えています。

次に(3)ワーキングチームについてです。5の(2)の文言92ページです。こちらに新組合の設立に至るまでは3組合の職員で構成するワーキングチームがと記載されていますが、ワーキングチームはいつ立ち上げるのでしょうか。また、今後、例規の精査を行う必要があると思いますが、これらの作業もワーキングチームで行うのであれば、どの程度の作業をワーキングチームで行うのか、早急に整理するとともにスケジュール調整を行う必要があると思います。ということです。ワーキングチームについては、今後の幹部会議の中で、体制や設置の時期、所掌事務、役割等を改めて検討し、設置要綱を制定していきたいと考えます。という回答といたしました。

(荒井局長)

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご提案等ありましたらお願いしたいと思います。

設置時期についてはちょっとぼかしています。今の時点では、はっきり言えないので、何とも言えない表現になっております。ただこれは今の時点から、組合設立前から、新組合になる前からやっていくべきかなと思っております。そういったことでチーム編成をいずれ議題にして、内部の話となりますので、市町村にもそういった説明を行いながら実際にチームを編成して検討していくということにしていきたいと思います。今の段階ではそういうことでどうでしょうか。岡野さんどうでしょうか。

(岡野課長補佐)

イントラネットとはどういったものをイメージしてるんでしょうか。内部の文書管理等していればなれるのかプラスアルファで掲示板とかメールとか全部フルパッケージじゃないと整備してないってことになるんですか。そういう意味合いが。同じデータを開いてなければ読み手専用とかにならないので、一つのデータを複数の人数で塵芥処理組合は見れるようなデータはしています。

(荒井局長)

うちの方はどうなってるんだっけ。

(風見課長)

うちはネットワークハードディスクがあるので同じようにひとつのデータを複数のパソコンからアクセスしてみることは可能です。

(荒井局長)

稲広さんで今年度導入するとしてるイントラネットシステムというのはどの程度までの内容なんでしょうか。

(坪井係長)

おそらく塵芥さんのものに近いと思います。

ただ、現状ですと、消防本部庁舎のみで共有できる体制のものしかなくてないので、それを今年度のサーバーの拡張で諸所までそれを広げる計画で進めているというような状況です。

(荒井局長)

諸所まで広めるということであれば、後々塵芥とか衛生とかにも広げることは。

(坪井係長)

それは可能だと思います。改めて回線の設定とかというのは出てくると思うんですけどもエリアを広げるだけなのでおそらく問題ないかと思います。

(荒井局長)

ということです。それでは、この新組合管理運営システムの構築（案）についてに関しましては、この内容の通りとしたいと思いますがよろしですか。ではこのとおりとしたいと思います。

続いて協議事項（2）その他の案件に入ります。

塵芥組合から今回の骨子案以外の質問がでておりますので、そちらの回答について説明をして

いきたいと思います。

(風見課長)

塵芥組合さんからの質問票7ページになります。その他という項目がございます。まず(1)といたしまして例規の見直しということで、今後、ワーキングチームでの協議・作業を行うものと推察しますが、現時点での3組合の例規を別紙のとおりまとめました。ということで今回メールで送らせていただいた資料、塵芥さんのほうで作成していただいたものです。こちらについては今後の協議・作業に活用させていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に(2)です。今後のスケジュールについてでございます。

一部事務組合の統合の事例について、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合が平成30年4月に統合しています。また、統合に係る資料(別紙参照)こちら資料としてお配りしているものでございます。ホームページに掲載されていますが、この資料のスケジュールを見ると、統合する前年度、30年度統合ですので29年度の6月には、構成市町村の議会に議案として上程しており、その後、8月には北海道知事の承認申請などが行われています。

一方、冊子の資料の106、107ページこちらに3組合の統合に係る今後のスケジュールがありますが、令和4年度の取組として、8月に新組合の設立に向けた本格的な事務作業に着手となっているため、このスケジュールでは令和5年4月1日に統合、新組合設立に向けた事務手続き等が困難であると思われる。

このため、今後の協議の進捗にもよりますが、現在のスケジュールを前倒しで進める必要があると思います。ということでございます。

こちらの回答につきましては、現在のスケジュールは、あくまでも3組合幹部会議での協議資料として示したものであり、非常にタイトなスケジュールとなっております。スケジュールについては、7月2日に再開される3組合経営検討委員会や今後の管理者等会議での意見を反映させる必要があることから、現時点でさらにスケジュールを前倒しすることは難しいのではないかと考えます。という回答といたしました。以上です。

(荒井局長)

骨子案以外の部分での質問、ただいまのとおりのお返りとなりますが、ご理解のほういただけますでしょうか。3組合の協議において冊子をまとめることはすぐできると思うんですが、これを原案とするような内容にするには、やはり相手市町村、構成市町村あとは管理者、正副管理者おりますのでそちらに話さないと出来ませんので、スケジュールに関しては見通しはできません。5年の4月1日としておりますけれども何回も繰り返し申し上げますが、ぎりぎりのタイミングではないかと思っています。ご理解のほどよろしくお願ひします。順調にスケジュールが詰まるような、前倒しができるような、順調に協議が進んでいけばそれはそれでよい方向に進んでいくのではないかと思います。以上で今日の協議事項のほうは終わりになりますけれどもその他何かありますでしょうか。

ないようですので以上で幹部会議のほうを終了したいと思います。次回は5月20日になります。

ちょっと何点かお願いです。この間3組合の役割分担決めたところでございますがお願いがございまして。まず議事録の作成でございます。今のところ衛生組合のほうで会議に関する事項ということで会議の設定やら進行やら資料のまとめ、共有、そういったところのほか議事録も作成しているところでございます。職員にもそれなりの負担をお願いしてるところでなのですが、議事録の作成のほうを塵芥さんをお願いできればといいなと思うんですがよろしいでしょうか。

(古手次長)

局長とも相談して、局長も言っているのですが、うちの方で協力できることはしようという話で、ただ内容について提案なんですけど、今議事録一語一句おとすような形で作られていますがそのタイプの方がいいのかそれとも顛末書様式的なもので簡素化した方がいいのかその内容の作り上げによって時間が、ご苦労されていると思うんですけど、その時間を外の作業に割いた方がいいんじゃないかと思ひまして、どの程度まで。

(荒井局長)

構成市町村とか管理者、副管理者は見るかどうか分かんないんですが構成市町村は、やはりどういう風な議論をしたのか、詳しく知りたい。

(古手次長)

そうすると、やはりあった方が良くということですね。

(荒井局長)

全て、議会の議事録と同様な内容で作っていただくほうが、詳細が伝わると思うんですよね。

(古手次長)

じゃあその辺風見さんとも調整しながら、データのやりとりさせてもらえれば時間の短縮等できると思いますので。

(荒井局長)

自動録音みたいのがあればいいんですけどね。

それと骨子案修正作業の担当についてです。新旧対照表作成なども含めて、担当について決めたいと思うんですけども、これは冊子作成行うことになっております岡野補佐筆頭に、坪井係長、浅野主査にとりあえず今のところは任せて行こうと思うのですが。

(岡野課長補佐)

その前にそもそもなんですか。新旧対照表を作る必要あるんでしょうか。

(荒井局長)

やはりそれは事前に配布していますので、冊子の中に取り込んでもらっているんですけども市町村の方では1回見てもらってるはずなので、最初は7月2日に提出した段階で前と変わってなければいいと思うんですけども修正だいはいっていますのでその部分についてやはり新旧対照表で見てもらったほうが早いかなと思います。

(岡野課長補佐)

個人的には必要ないかなと思ってるんですけども。今後この内容の方は大きく変わってきます。例えば認識している事実、基本方針、まとめと構成自体も変わってくるかなと思っているので、その度に新旧対照表を作っているよりかは中身の方の議論とか、さっきのワーキングではないですけど、そっちの作業のほうに時間を割いた方がいいのかなと個人的には思っています。次で完成ならいいと思うんですけども、また次、変わっていくと思うので、この作業時間を、優先順位をどこにつけるかなんですけども。

(荒井局長)

実際、事務作業に割いたほうがいいとは思いますが。分担してできないですかね。もう1人サブでつけるとか。

(古手次長)

新旧対照表じゃなくて、この中でちょっと変わっているんだよという表記の仕方、何かうまい方法。新旧対照表を見れば一目瞭然なんですけど。冊子については、初めていただいたもので構成市町村には紹介していて、それを今いじっているからだと思うんですけど。

(荒井局長)

7月2日の段階で修正したところは赤字にしてとか、最初、岡野補佐言ってたんですけども、それと最初に市町村に配った資料を見比べてもらえばどう変わったかわかると思うんですけど、削った部分なんかは分からないんですけどね。まるっきり消えちゃうわけですから。

本来ならば、やはり新旧対照表を作ってあげたほうが丁寧かなと思います。誰かもう1人、そうでなければサブをつけてもらっていいじゃないですか。そんなたくさんまだないですよ。

(岡野課長補佐)

7月2日までには、こっちの方冒頭のところの統合の趣旨だとかスケールメリットとかを作成する必要があります。

(荒井局長)

そこはいいんじゃないですか。そのまま。それは当日、趣旨、目的とか、新たな項目としてつけ足した部分なんでそれはいいと思います。一回配ったところ、各論のところしか配ってないんですけど、そのところで変わったところを新旧対照表を作ってもらえればいいんじゃないかなど。

(岡野課長補佐)

そっちの作ってないところを作って、各論の話にいく前に市町村職員の方にとっては総論として、なぜ統合するんだとか、統合の必要性だとか、スケールメリットとか、住民サービスがどのように変わっていくのかとか、分担金とか、そういうところが関心の方が高いのかなと思うので、そこを埋めたうえで7月2日の会議に臨んだほうが自分はいいと思うんです。その時間をこっちをやった方が。

(荒井局長)

今すぐこれまでのやつを作るんじゃなくて、新旧対照表作るんじゃなくて、7月の2日までに間に合うように、各論のところ、間に合うように作ってもらえればいいんじゃないのかと。

(岡野課長補佐)

7月の2日ですが6月25日に資料配布したいということだったので、その6月24日までに幹部会議に提出しなきゃいけないんですよ。

(荒井局長)

予定ではそのようにしているのですが、それも間に合わなければ当日でもいいかなと思ってます。

(岡野課長補佐)

合わせて、塵芥の広域化の資料もこれから作って行こうかと思ってるので、新旧対照表に時間を割くのはどうかなと個人的には思ったところなんですけど。

(荒井局長)

やはり配ったところとどこが変わってますかと、3組合で話合っただけでどこか変わったところありますか。どこですか。といった場合にやはりあった方がいいと思うんだよね。

(古手次長)

新旧対照表での説明ありきなんですか。ここでこういう内容だったんですけどこういう風になりましたって、会議の中で・・・

(岡野課長補佐)

箇条書きみたいな感じならありだと思っんですけども。前にお配りしたのからこういった部分を修正していますと。

(古手次長)

新旧対照表、合わせながら作っていくことになるので、結構地道な作業になるんですけども、それであれば。

(荒井局長)

何か他に修正箇所がわかるように作れる方法があればそれはそれで、手間もかからない方法があるんだったら。

(古手次長)

検討してみてよろしいでしょうか。

(荒井局長)

それはそれでいいと思う。逆に教えてもらいたいぐらい。

(岡野課長補佐)

それは修正したものを別の紙に箇条書きみたいな感じで、1番はどこ修正みたいな感じで、そういう形であれば

(荒井局長)

何ページの項目で

(岡野課長補佐)

冊子のページだと何ページの、先ほどの「消防職員の削除を除く」といった感じで、そういった箇条書きで書いていく感じであれば新旧対照表を作るよりかは時間的に作れるんじゃないのかなと。

(荒井局長)

あんまり負担のかからないように、それでもって尚且つわかりやすい方法で、修正となったところがわかりやすく相手に伝わるように作ってもらえればそれでいいということにしましょうか。

以上で会議のほう終了いたします。お疲れさまでした。